

（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業

基本協定書（案）

令和7年3月26日

浜松市

目 次

第1条（目的）	1
第2条（市及び落札者の義務）	2
第3条（運営事業者の設立等）	2
第4条（準備行為）	3
第5条（特定事業契約の締結）	3
第6条（暴力団等の排除措置）	5
第7条（違約金等）	5
第8条（本事業契約不調の場合の処理）	6
第9条（秘密保持）	6
第10条（個人情報の保護）	7
第11条（準拠法及び管轄裁判所）	7
第12条（有効期間）	7
第13条（定めのない事項）	8

(仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、浜松市（以下「市」という。）と[●]、[●]及び[●]（以下、これらの者を個別に又は総称して「落札者」という。）は、次の条項により、この基本協定を締結する。

第1条（目的）

- 1 この基本協定は、本事業に関し、落札者が本事業を落札した者として決定されたことを確認し、市と落札者及び運営事業者との間で特定事業契約の締結並びに本事業の実施に向けて、市及び落札者双方の役割及び義務について必要な事項を定めるものとする。
- 2 この基本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとし、この基本協定に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、入札説明書において使用された用語と同一の意味を有するものとする。
 - (1) 「維持管理企業」とは、落札者のうち [●] をいう。
 - (2) 「運営企業」とは、落札者のうち [●] をいう。
 - (3) 「運営事業者」とは、本施設の維持管理・運営業務及びこれに付随し又は関連する業務の実施のみを目的とした会社として落札者が第3条に従い設立する会社をいう。
 - (4) 「技術提案書」とは、本事業の入札において落札者から市に提出された技術提案書をいう。
 - (5) 「協力企業」とは、落札者のうち運営事業者の株主とならない[●]をいう。
 - (6) 「建設企業」とは、落札者のうち [●] をいう。
 - (7) 「工事監理企業」とは、落札者のうち [●] をいう。
 - (8) 「構成員」とは、落札者のうち別表1に定めるところにより運営事業者の株主となる[●]をいう。
 - (9) 「設計企業」とは、落札者のうち [●] をいう。
 - (10) 「代表企業」とは、落札者のうち [●] をいう。
 - (11) 「統括管理企業」とは、落札者のうち [●] をいう。
 - (12) 「特定事業契約」とは、別表2に掲げる本事業の基本事項を規定する基本契約、本施設の設計・工事監理・施工業務に関する事項を規定する建設工事（設計・施工一括）請負契約及び本施設の維持管理・運営業務に関する事項を規定する維持管理・運営業務委託契約及びそれらの仮契約を総称していう。
 - (13) 「入札説明書」とは、令和7年3月26日付で公表した「（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業 入札説明書」をいう。
 - (14) 「本施設」とは、ビーチコート（東コート、西コート1、2）、管理棟、多目的広場（イベント広場、アーバンスポーツエリア）、駐車場（管理用、第1駐車場、第2駐車場、アーチェリー場利用者用）、現存のアーチェリー場をいう。

第2条（市及び落札者の義務）

- 1 市及び落札者は、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 落札者は、特定事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続に係る（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業における浜松市PFI等審査委員会及び市の要望事項を最大限尊重するものとする。
- 3 市及び落札者は、本事業の遂行のため相互に協力しなければならない。

第3条（運営事業者の設立等）

- 1 構成員は、この基本協定締結後、速やかに、次に掲げる要件を満たす運営事業者を設立し、運営事業者に係る商業登記の全部事項証明書、定款、株主名簿及び株主間契約の原本証明付きの写しを添えて、市にその設立を書面により報告しなければならない。
 - (1) 運営事業者は、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）に定める株式会社とし、その本店所在地は浜松市内に設けるものとする。
 - (2) 運営事業者の資本金は、技術提案書に示された金額 [●] ¹円以上とする。
 - (3) 構成員は、別表1に定めるところにより、必ず運営事業者に株式出資するものとし、構成員以外のものが運営事業者の株式を保有してはならない。また、代表企業の有する運営事業者株式の議決権割合は、構成員中最大でなければならない。
 - (4) 運営事業者の定款の目的には、本事業及びこれに付随し又は関連のある事業のみを記載する。
 - (5) 運営事業者は、会社法第107条第2項第1号イに定める事項について定款に定めることにより、運営事業者の全部の株式を譲渡制限株式とする。ただし、会社法第107条第2項第1号ロに定める事項、会社法第139条第1項但書に定める事項及び会社法第140条第5項但書に定める事項については、運営事業者の定款に定めてはならない。
 - (6) 運営事業者は、会社法第108条第1項に定める「内容の異なる二以上の種類の株式」を発行してはならない。
 - (7) 運営事業者は、会社法第109条第2項に定める「株主ごとに異なる取扱いを行う」旨を定款に定めてはならない。
 - (8) 運営事業者は、募集株式の割当てに関する会社法第204条第1項に定める決定について、運営事業者の定款に会社法第204条第2項但書にある別段の定めを定めてはならない。
 - (9) 運営事業者は、募集新株予約権の割当てに関する会社法第243条第1項に定める決定について、運営事業者の定款に会社法第243条第2項但書にある別段の定めを定めてはならない。
- (10) 市の市議会議員、市長、副市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農

¹ 運営事業者の資本金は1,500万円以上とし、その後、本事業終了時までこれを維持することとします。

業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者を役員等にしてはならない。

- 2 構成員は、運営事業者について、次の事項を市に対して誓約し、遵守する。
 - (1) 運営事業者の定款を市の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないこと。なお、定款を変更したときには、その都度速やかに変更後の定款の原本証明付写しを、発注者に対して提出すること。
 - (2) 市の事前の書面による承諾なくしてその保有する運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
- 3 構成員は、運営事業者の取締役が選任され、又は改選された場合、若しくは技術提案書による運営事業者の経営体制が変更される場合は、運営事業者をしてこれを市に報告させるものとする。

第4条（準備行為）

- 1 落札者は、運営事業者の設立の前後を問わず、また、特定事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、市と協議の上、本事業の実施に必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、落札者の実施する準備行為に協力する。
- 2 落札者は、運営事業者が当事者となる特定事業契約に関し、前項の準備行為の結果を運営事業者に承継する必要がある場合には、当該特定事業契約の本契約成立後速やかに必要な承継手続を講じるものとする。

第5条（特定事業契約の締結）

- 1 市と落札者は、自ら及び運営事業者をして、令和8年1月中を目処として、本事業に係る別表2に掲げる特定事業契約の仮契約を、それぞれ締結し又は締結させるものとする。なお、当該仮契約は、建設工事（設計・施工一括）請負契約及び指定管理者の指定に関する議案について浜松市議会の議決を得た日から本契約としての効力を生じるものとし、浜松市議会において否決されたときは、無効とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特定事業契約の本契約成立前に、本事業に関し、落札者のいずれかが入札説明書において定められた入札参加資格を欠くこととなった場合又は次の各号のいずれかの事由に該当する場合、市は、特定事業契約を締結せず、又は本契約として成立させないものとする。ただし、落札者のうち代表企業以外の構成員又は協力企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、代表企業が構成員又は協力企業に代わって入札参加資格を有する者を構成員又は協力企業として補充し、市が入札参加資格の確認及び設定予定の運営事業者の能力を勘案し、特定事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したときは、市及び落札者はこの基本協定を終了させ、市と当該補充後の構成員又は協力企業による企業グループとの間で、新たに基本協定を締結することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は落札者のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者のいずれかに対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下本項において同じ。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が落札者のいずれか又は落札者のいずれかが構成事業者である事業団体（以下本項において「構成事業者等」という。）に対して行われたときは、構成事業者等に対する命令で確定したものをしていい、構成事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において、「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業の落札者選定手続に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、本事業の落札者選定手続が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 落札者のいずれか（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 落札者のいずれか又はそれらの役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人、清算人及びその支店若しくは常時工事請負又は業務委託等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。）であることが判明したとき。
- (6) 落札者が次条に規定する市の求めに従わなかったとき、又は次条に規定する落札

者から受託し若しくは請け負う第三者が落札者又は落札者の指示に従わなかったとき。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、落札者又は落札者が正当な理由なく本協定に違反し、その違反により暴力団等を利用する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

第6条（暴力団等の排除措置）

- 1 市は、落札者に対し、落札者の役員等の氏名その他の必要な情報の提供を求めることができ、これらの情報を警察に提供することにより落札者又はその役員等が暴力団等であるかどうかについて意見を聞くことができる。
- 2 市は、前項の規定による意見の聴取により得た情報について、本事業の実施以外の業務において暴力団等の排除措置を講ずるために利用し、又は他の実施機関（浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。）に提供することができる。
- 3 落札者は、市又は運営事業者から受託し又は請け負った業務を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちに、その旨を市に報告しなければならない。
- 4 落札者は、本事業の実施に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下この号において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を市に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力をわなければならない。落札者が、市又は運営事業者から受託し又は請け負った業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。
- 5 市は、落札者が、市又は運営事業者から受託し又は請け負った業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、落札者に対し、当該落札者又は運営事業者において当該第三者との間で契約を締結させないよう求めることができ、当該落札者又は運営事業者に対し、当該第三者との間で契約を締結しないよう求めることができる。

第7条（違約金等）

- 1 落札者のいずれかが第5条第2項第1号から第4号のいずれかに該当したときは、特定事業契約が不締結になるか否かを問わず、落札者は、連帶して、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の20に相当する額を違約金として市に支払う義務を負う。
- 2 落札者の責めに帰すべき事由（第5条第2項本文及び同項第5号から第7号の場合を含むがこの限りではない。ただし、前項に該当する場合を除く。）により、特定事業契約が締結に至らなかった場合、落札者は、連帶して、入札金額（地方税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する額を違約金として市に支払う義務を負う。

- 3 前2項の違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、落札者のいずれかの債務不履行により市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について市が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる落札者の損害賠償債務も連帶債務となるものとする。

第8条（本事業契約不調の場合の処理）

特定事業契約の締結について浜松市議会の議決が得られなかつたとき及びその他事由のいかんを問わず特定事業契約の締結に至らなかつた又は効力を生じなかつた場合は、既に市及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、前条に規定する違約金及び賠償金の支払を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

第9条（秘密保持）

- 1 市及び落札者は、この基本協定又は本事業に関連して受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、責任をもって管理しなければならない。この場合において、市及び落札者は、この基本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、この基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 受領の時に公知である情報
 - (2) 受領する前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 受領の後に市及び落札者のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 受領の後に秘密情報を提供した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報
 - (5) 受領を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (6) 市及び落札者がこの基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、市及び落札者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要しない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 市につき守秘義務契約を締結した市のアドバイザーに開示する場合

- 4 市は、前各項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他市の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

第10条（個人情報の保護）

落札者は、この基本協定の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従い、市が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から落札者が作成又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) この基本協定の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 市の指示又は承諾があるときを除き、市から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (5) 個人情報の授受は、市の指定する方法により、市の指定する職員と落札者の指定する者との間で行うものとする。
- (6) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (7) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、市に報告しなければならない。
- (8) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生じる恐れがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに市に報告するとともに、市の指示に従うものとする。
- (9) 落札者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、市又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

この基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、この基本協定に関する紛争は静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（有効期間）

- 1 この基本協定の有効期間は、この基本協定の締結の日からすべての特定事業契約が締結され、その効力が発生したときまでとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、特定事業契約のいずれかが締結に至らないこと又はその効

力が発生しないことが明らかになったときは、特定事業契約の締結不調又はその効力が発生しないことが明らかとなったことを市が落札者に通知した日をもって、この基本協定は終了するものとする。ただし、この基本協定の終了後も、第5条第2項及び第6条から前条の定めは有効とする。

第13条（定めのない事項）

この基本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市及び落札者が必要に応じ協議して定めることとする。

この基本協定の締結を証するため、この基本協定を2通作成し、市及び落札者が、それぞれ
記名押印の上、市及び落札者の代表企業が各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

浜松市

浜松市長

落札者

代表企業

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者名]

構成員

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者名]

協力企業

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者名]

別表1

運営事業者の資本金の額及び株主構成

運営事業者の設立時

運営事業者の資本金の額 ●円²
運営事業者の発行済株式の総数 ●株

出資者（代表企業）

所在地
商号又は名称
代表者名
出資額
引き受ける株式の総数

出資者（構成員）

所在地
商号又は名称
代表者名
出資額
引き受ける株式の総数

² 運営事業者の資本金は1,500万円以上とし、その後、本事業終了時までこれを維持することとします。

別表2

市と落札者及び運営事業者が締結すべき特定事業契約

特定事業契約	当事者
基本契約	市、落札者、運営事業者
建設工事（設計・施工一括）請負契約	市、設計企業、建設企業、工事監理企業
維持管理・運営業務委託契約	市、運営事業者